平成２４年（フ）第３２号
鹿児島県鹿屋市今坂町12560番地２　西原台市営住宅13号
債務者　永田　和子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第３３号
鹿児島県肝属郡東串良町岩弘1879番地１
債務者　片平　利光
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１２号
青森県三戸郡田子町大字田子字日ノ沢２番地
債務者　山本　郁子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第２３号
青森県八戸市柏崎２丁目６番８号　メゾンパークス柏崎Ａ－１、前住所青森県八戸市大字白銀町字三島上41番地25
債務者　澤尻かなみ
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１６号
松江市宍道町上来待2167番地４
債務者　狩野　綾子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９号
神奈川県横須賀市池田町３丁目９番37―101号
債務者　平野謙一郎
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第４７号
神奈川県横須賀市佐原３丁目15番14号　第10マリオン201
債務者　奥崎　　健
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２号
奈良県吉野郡川上村大字柏木157番地11
債務者　岡本　　登
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで　奈良地方裁判所五條支部

平成２４年（フ）第２０号
山口県周南市遠石３丁目６番18―205号
債務者　磯田　由加（旧姓中原）
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第２４１号
和歌山市野崎57番地の11
債務者　山本　知子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第６４号
和歌山県紀の川市久留壁44番地10　打田アパート西２号
債務者　田中　静男
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第８６号
和歌山市田中町２丁目20番地　シェトワ城東401号
債務者　木田　恵美
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１８号
山口県防府市大字高井155番地の３
債務者　松本　禎一
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０号
山口市維新公園５丁目９番Ａ―101号
債務者　小林　秀夫
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３号
山口県防府市大字植松13番地の１　セイバリー・コートＢ棟204号室
債務者　平田美智子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５号
福岡県京都郡みやこ町犀川本庄1241番地２
債務者　平緒祐貴子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

免責許可決定

平成２３年（フ）第７５５号
千葉市若葉区桜木３丁目24番４号　プレミールさくらぎ205号
破産者　吉田　和彦
1　決定年月日　平成24年３月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８５７号
千葉県船橋市前原西１丁目25番15―803号
破産者　千田　好明
1　決定年月日　平成24年３月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係